

議案第48号

つくばみらい市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年つくばみらい市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年11月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 印

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、同法第3条第9項が第11項に改められたことに伴い、同項を引用する条文を改正するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年つくばみらい市条例第30号)

新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| (特定教育・保育の取扱方針)<br><p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> | (特定教育・保育の取扱方針)<br><p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> |